

国家森林資源データベース運用経費（庁費）（継続）

【平成27年度概算決定額 23,770（23,770）千円】

事業のポイント

気候変動枠組条約・京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告のため、必要な各種データを国家森林資源データベースに登録し、適切に管理します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林吸収量算定には、日本全国の森林に関する様々なデータが必要です。
- ・都道府県からは、森林簿、森林計画図等の森林計画データを収集し登録・更新しています。
- ・林野庁で行っている土地利用変化の調査結果等についても登録しています。
- ・これらの登録データにより、毎年の森林吸収量を算定・報告します。

政策目標

国際的に合意された森林吸収量算入上限値

基準年（1990年）総排出量比3.5%（2013～2020年の年平均量）の達成

<内容>

1. 国家森林資源データベースの運用

森林簿、森林計画図、衛星画像、新規植林・再植林・森林減少の情報、森林経営情報、保安林情報、土壌調査情報等それぞれについて、データの管理・更新及び更新に必要なプログラムの修正等、国家森林資源データベースの運用を行います。

2. 国家森林資源データベースのシステムの保守等

国家森林資源データベースに係るシステムのハードウェア等の保守等を行います。

<請負先>

民間団体

<事業実施期間>

平成19年度～

[担当課：林野庁森林利用課]